

全国健康保険協会東京支部評議会（第54回）議事録

開催日時：平成28年12月13日（火）午後4時00分～午後5時15分

開催場所：中野セントラルパークサウス7階 東京支部 会議室

出席者：原山議長、植西評議員、嶋村評議員、傳田評議員、飯島評議員、恩藏評議員、
藤田評議員、吉岡評議員

議 題：

- （1）東京支部評議会について
- （2）平成29年度保険料率について
- （3）東京支部事業計画案・特別計上経費について
- （4）東京支部の状況等について
- （5）その他

柳田企画総務グループ長：

それでは、ただいまより「第54回全国健康保険協会東京支部評議会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、司会を務めさせていただきます企画総務グループの柳田と申します。よろしくお願いいたします。

まず、本日の出席状況についてでございます。本日は菅評議員がご欠席です。

なお、傍聴者はいらっしゃいません。

それでは、開催に当たりまして、東京支部支部長の矢内よりご挨拶を申し上げます。

矢内支部長：

皆様、大変ご多用のところ、第54回の評議会にご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

今回の評議会は、通算では54回なんですけれども、本年11月1日から新しく2年間の任期で、第5期の評議員の皆様による評議会ということになりますと、これは最初の評議会ということでございます。東京支部の評議会は、事業主、それから被保険者、それから学識経験者、各3名ずつの計9名で評議会を構成しておりますけれども、今回の改選では5名の評議員の皆様が留任をいたしました。4名の評議員の皆様が交代をするということになりました。後ほど評議員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思っておりますけれども、留

任いただきました5名の評議員の皆様には、引き続き何とぞよろしくお願いを申し上げます。それから、新任いただいた4名の皆様には、東京支部の評議会の運営並びに事業展開につきまして、ご支援、ご鞭撻のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、本日の評議会は第5期の最初の評議会ということになりますので、議長と、それから議長代理、このお二人を選出お願いしたいと思います。その選出をお願いいたしまして、議事を進めてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の評議会におきましては、支部評議会の意見をまとめまして、協会の意思決定手続上、まとめて本部に報告せよと、こういう手続は本部から求められておりませんので、きょうは自由な発言と、ざっくばらんな意見交換をしていただければと思っております。どうか、きょうはひとつよろしくお願いいたします。

柳田企画総務グループ長：

それでは、今日が1回目の会議ということですので、まず、評議員の皆様方をご紹介をさせていただきます。

お手元に名簿をお配りしておりますので、それに沿いまして、ご紹介をさせていただきます。

東京湾遊漁船業協同組合理事長、東京都中小企業団体中央会ご推薦の飯島正宏様でございます。

飯島評議員：

飯島でございます。よろしくお願いいたします。

柳田企画総務グループ長：

TOHOヒューマンセンター、健康保険委員の植西信博様でございます。

植西評議員：

植西です。よろしくお願いいたします。

柳田企画総務グループ長：

高千穂大学教授の恩藏三穂様でございます。

恩藏評議員：

恩藏でございます。よろしくお願いいたします。

柳田企画総務グループ長：

島村運輸倉庫株式会社代表取締役社長、東京都商工会議所連合会ご推薦の嶋村文男様でございます。

嶋村評議員：

嶋村です。よろしくお願いいたします。

柳田企画総務グループ長：

東京都商工会連合会専務理事、東京都商工会連合会ご推薦の傳田純様でございます。

傳田評議員：

傳田でございます。よろしくお願い申し上げます。

柳田企画総務グループ長：

社会福祉法人東京福祉会理事長の原山陽一様でございます。

原山評議員：

原山と申します。よろしくお願いいたします。

柳田企画総務グループ長：

一般社団法人企業福祉・共済総合研究所、健康保険委員の藤田紀子様でございます。

藤田評議員：

藤田です。よろしくお願いいたします。

柳田企画総務グループ長：

吉岡・辻総合法律事務所弁護士、東京都弁護士国民健康保険組合ご推薦の吉岡桂輔様でございます。

吉岡評議員：

吉岡です。新任ですけど、よろしくお願いします。

柳田企画総務グループ長：

なお、公募枠にお申し込みいただきました、U Aゼンセン東京都支部の菅勝幸様におかれましては、先ほど申し上げたとおり、本日所用により欠席をされております。

評議員の皆様方につきましては、健康保険法に基づき、事業主、被保険者及び学識経験者のそれぞれ3名の方々を、東京支部長より委嘱させていただいております。飯島評議員、嶋村評議員、傳田評議員が事業主代表、植西評議員、藤田評議員、菅評議員が被保険者代表、恩藏評議員、原山評議員、吉岡評議員が学識経験者として、それぞれ委嘱をさせていただいております。また、飯島評議員、恩藏評議員、藤田評議員、吉岡評議員におかれましては、今回新たに委嘱させていただいております、その他の皆様方は再任ということで、11月1日付での委嘱をさせていただいております。

続きまして、これも初の評議会ということで、東京支部の幹部職員をご紹介します。

ご挨拶いたしました、支部長の矢内でございます。

矢内支部長：

矢内でございます。よろしくお願いいたします。

柳田企画総務グループ長：

企画総務部長の飯塚でございます。

飯塚企画総務部長：

飯塚でございます。よろしくお願いします。

柳田企画総務グループ長：

業務第一部長の杉野でございます。

杉野業務第一部長：

杉野でございます。よろしくお願いします。

柳田企画総務グループ長：

業務第二部長の倉田でございます。

倉田業務第二部長：

倉田でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

柳田企画総務グループ長：

レセプト部長の阿川でございます。

阿川レセプト部長：

阿川でございます。よろしくお願いたします。

柳田企画総務グループ長：

以上でございます。それでは、新しく評議員になられた方もいらっしゃいますので、東京支部評議会の規定関係を、飯塚企画総務部長から説明させていただきます。

飯塚企画総務部長：

企画総務部長をさせていただいております飯塚でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、座らせていただきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元の厚いほうの資料をごらんいただきまして、3ページをごらんいただきたいと思っております。

下のほうの、左右のところに、P幾つということで、ページ数を振ってございますので、3ページのところでございます。規定等につきましては、まず健康保険法のほうに規定をされてございまして、第7条の21というのがございます。こちらで、協会は都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに評議会を設け、当該支部における事業の実施について、評議会の意見を聞くものとしてされているところでございます。

次に、全国健康保険協会の定款がございまして、こちらのほうで、評議会が第28条で、評議員及び評議員の委嘱ということで、第29条が設けられてございます。第1項が、評議員は12人以内とすると、第2項で、評議員の方につきましては、事業主、被保険者並びに

学識経験を有する者のうちから、支部長が同数を委嘱するというふうに規定されてございます。

第30条につきましては、評議員の任期でございまして、任期は2年とすると。第2項で、再任されることのできるというふうに規定されてございます。

第31条につきましては、評議会の職務ということございまして、次に掲げる事項については、支部長はあらかじめ評議会の意見を聴くものとするというふうに規定されてございます。第1としまして、毎事業年度ごとの事業計画並びに予算及び決算のうち当該支部に係る事項、第2としまして、当該支部の都道府県単位保険料率の変更に係る事項、第3としまして、その他当該支部の業務に関する重要事項というふうに規定されてございます。

定款を離れまして、飛びまして恐縮でございまして。P6ページをお願いいたします。P6ページのところにさらに細かく、全国健康保険協会評議会の規程というのを設けてございまして、こちらのほうでさらに細かく規定をさせていただいてございまして。第1条、第2条、第3条とございまして、第4条のところの評議会の招集、第5条でございまして、こちらにつきましては、議長ということございまして、評議会には議長を置き、評議員の互選により選任するというふうに規定されてございます。第2項におきまして、議長は、評議会の議事を整理する。議長に事故があるとき、または議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する評議員がその職務を行うというふうに規定されてございます。後ほど、こちらにつきましては、互選等をお願いいただければというふうに考えてございまして。

第6条は、定足数を定めてございまして。評議員の総数の3分の2、または第2条第2項に掲げる評議員の各3分の1以上が出席しなければ議事を開くことができないというふうに規定されてございます。

第8条につきましては、議決方法、その他が9条以降に掲げてございまして、詳細につきましては省略をさせていただきます。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

柳田企画総務グループ長：

ただいま全国健康保険協会評議会規程第6条、定足数について説明がございました。本日、菅評議員がご欠席ですが、この規程のとおり本協議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、ただいまの評議会の運営等につきまして、説明についてご意見、ご質問がございましたら、よろしくをお願いいたします。

規程等について、ご質問、ご意見よろしいですか。

それでは、ここで、第5期東京支部評議会の議長の選出をお願いしたいと思います。議長の選出につきましては、全国健康保険協会定款及び全国健康保険協会評議会規程により、評議員の互選ということになっておりますので、どなたかご推薦いただける方がいらっしゃいますでしょうか。

植西評議員：

原山評議員にぜひともお願いをしたいと思っております。

柳田企画総務グループ長：

ただいま植西評議員より、原山様をご推薦いただきました。原山様には、第1期から引き続き議長を務めいただいております。原山様に引き続きお願いしたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、まことに恐縮でございますが、これからの議事につきまして、原山様、どうぞよろしくお願いいたします。また、定款及び評議会規程に、議長に事故があるとき、または議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する評議員がその職務を行うこととされておりますので、議長代理の指名もあわせてお願いいたします。

それでは、原山議長お願いいたします。

原山議長：

改めまして、原山でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今、お話がございましたように、実は第1期からずっと議長を仰せつかっておりまして、そろそろ賞味期限が切れているのではないかという自覚症状があるのですが、引き続き、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ご案内のとおり、この評議会は、事業主及び被保険者の方々のご意見を反映させ、協会けんぽ東京支部の業務の適正な運営を図るという重要な位置づけの会議でございます。至らぬ点が多々あると思っておりますが、評議員の皆様方のご協力を得ながら、議事進行を務めて

まいりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。どうぞ評議員の皆様方には、1期から4期もそうですが、積極的なご意見を賜りますようお願いをしておきたいと思っております。

それでは、ただいまお話がございましたが、議長代理ということでございます。議長は互選で、議長代理は議長が指名するということでございます。議長代理については、恩蔵評議員にお願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、恩蔵評議員に議長代理をお願いいたしますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、早速、議事次第に沿いまして、議事を進めてまいります。まず(1)東京支部の評議会についてのうち、評議会運営要綱について事務局から説明をお願いいたします。

飯塚企画総務部長：

恐れ入ります。8ページに、全国健康保険協会東京支部の評議会の運営要綱というのがございまして、こちらにつきまして、お諮りをさせていただければということでございます。

第1条、通則がございまして、第2条に代理人ということで、評議員は他の評議員を代理人として議決権を行使できる等々の規定を設けてございます。第3条につきましては、評議員以外の者の出席について定めてございます。第4条は評議会の公開ということで、原則は公開とするという規定になってございます。その他、第5条としまして、議事録を持てる、こういう規定になってございますが、こちらにつきまして、ご意見をいただければと思っております。

原山議長：

ただいま東京支部の評議会の運営要綱の説明されました。何かご意見ございますか。
よろしいでしょうか。それでは、吉岡さん、どうぞ。

吉岡評議員：

公開はいいんですけど、先ほど傍聴の希望者なかったとおっしゃっていたけど、ふだんは傍聴人希望者というのはどんな方なのですか。

飯塚企画総務部長：

今まで、私の記憶ですと、これまで2回ぐらいはマスコミ関係の方が傍聴にいらっやって、ほとんどはいらっやらないケースが多い状況でございます。

原山議長：

よろしゅうございますか。

吉岡評議員：

はい。

原山議長：

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、第5期も、ただいま説明のありました東京支部の評議会運営要綱、この形でいきますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、ご賛成いただきましたので、このとおり決定をいたします。ありがとうございました。

それでは、資料の(2)、29年度の保険料率についての説明をお願いいたします。

飯塚企画総務部長：

それでは、飛びまして恐縮なんですけど、まず、18ページをお願いいたします。

18ページのところに、平成29年度保険料率に関する論点ということで設けてございまして、前回の評議会でご議論いただきました事項でございます。平均保険料率というのがございまして、29年度の平均保険料率についてどのように考えるのか。2点目は、都道府県保険料率を考える上での激変緩和措置というのがございまして、これをどう考えるのかと。3番目が、保険料率の変更時期ということで設けてございまして、P18、19ページのところに、前回の評議会でもいただいたご意見を載せてございます。

戻りまして恐縮ですが、P17ページをごらんいただきたいと思っております。これは、全支部を取りまとめたものでございまして、こちらは11月22日の本部のほうで運営委員会という

のがございまして、そちらで取りまとめた資料でございます。参考として、昨年度の状況が載っております。29年度の平均保険料率についてということですが、今回は、①平均保険料率の10%を維持という支部が14、③引き下げるべきというのが14支部で、戻りまして②番で、①と③の両方の意見のある支部が19と、ちょうど分かれているような状態になってございます。

29年度の激変緩和措置につきましては、①激変緩和措置を早期に解消するという支部が2支部、②激変緩和措置を計画的に解消するというのが25支部、①と②の両方の意見が、戻りまして6支部、③激変緩和措置の解消を可能な限り緩やかにという支部が7支部、戻りまして、②と③の両方ある支部が5支部という形になってございまして、②の激変緩和措置を計画的に解消すべきという支部が、一番多い状況になってございます。また、保険料率の変更時期につきましては、4月納付分からの改定が望ましいというのが40支部という形になってございます。

35ページをお願いいたします。本部運営委員会におきまして、これは12月6日の段階になりますが、運営委員会の事務局のほうで、これまでの議論を取りまとめたものの案でございます。こちらにつきましては、平均保険料率の考え方、経緯等あらわしてございます。中段ぐらいのところ、丸印がございまして、全国健康保険協会がというふうに書いてございますが、都道府県単位保険料率は、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるように算定する、いわゆる単年度収支均衡を図るものとされているという記述がございます。今まで、協会の財政は単年度で均衡しなければいけないということであったわけですが、近年、いわゆる積立金、準備金が積み上がってまいりまして、その辺のこの解釈が求められておりまして、その点につきまして、厚生労働省のほうから説明がございました。それが一番下のところで、単年度収支均衡については、これは赤字であってはならないということであって、黒字であるから保険料率を引き下げなければならないといったことまでは意味してないといったことで、解釈が出たという経過が載っております。

次のP36ページのところでございます。平成29年度保険料率に係る運営委員会における主な意見というところでございまして、こちらにつきましては、10%を維持すべきというご意見と、一方で引き下げるべきといったご意見の両方が同じく出たという経緯を載せてございます。

次のページのP37ページにつきましては、都道府県料率を考える上での激変緩和措置、こちらにつきましては、解消期限であります平成31年度末、こちらも踏まえまして、計画的に解消していくことから、29年度の激変緩和率は10分の1.4引き上げまして、10分の5.8

とすべきという意見でありましたと。保険料率の改定時期は4月納付分からということになってございます。

ここで、去年と同じように本部の運営委員の方のご意見はちょうど引き下げ維持すべきと、引き下げるべきと、両論併記という形になりまして、委員長のほうから協会けんぽの理事長のほうに意見を求められたという形になりまして、理事長が、協会としての現時点の考え方を述べてございます。昨年もそのような形で、最終的なところでいろいろ話が出てきたのですが、今年はまだ今の段階で、現時点での協会の考え方というのが、口頭ですが出されました。これにつきましては、ペーパーにして、次回の運営委員会に諮るということでありましたが、その内容をちょっとこの中で述べさせていただきます。

結論としましては、平均保険料率は10%を維持すると、現段階での考えでは、そういう考えでありますというのが表明されました。激変緩和率につきましては、10分の5.8という形でございます。保険料の変更の時期は、来年の4月納付分からということを示されたところでございます。

この10%維持の理由としまして、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る、協会けんぽ財政の脆弱性が依然として残っているということと、賃金、加入者数、高額薬剤などの医療費の動向、こういった不確定要素を勘案して、中長期的に安定した財政運営を見通せる、こういうことが必要だということとともに、加入者、事業主の皆様などに十分にご理解される保険料率である必要があるといったことを上げてございました。その他としまして、加入者全体で支える共助という、医療保険の性質があること、医療保険のセーフティーネットとして国庫負担が行われていることと、こういうことを勘案しましたといったことがございました。さらに準備金については、慎重に見込まなければいけないというような説明がなされてございました。

準備金のところにつきましては、24ページをお願いいたします。単年度収支差と準備金残高等の推移ということで設けてございまして、次の四角に、協会けんぽは各年度末において給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金、法定準備金として積み立てなければいけないというふうにされてございます。このグレーの、灰色の棒グラフが準備金残高を示してございます。オレンジの棒グラフが単年度収支差をあらわしてございます。ゼロからプラスとマイナスに分かれてございまして、一番下のほうに年度が載ってございます。平成4年度から直近の平成27年度まで載せてございます。27年度決算におきまして、1兆3,100億円の準備金残高が高く積み上がってきたと。この額が、先ほどの必要な額の1.9カ月分、ほぼ2カ月分が今たまっているという状況になっていると。

片や最初の平成4年のところをごらんいただきますと、こちらでも1兆4,935億円積み上がっていたわけですが、このときは財政規模が違うので、当時の金額ですと3.9カ月分積み上がっていたと。この後バブルがはじけて、不況が何度かやってきて、そうしますと準備金残高がどんどん減ってまいったと、単年度収支は下に向かっているように、赤字になったと。これを補うために、下のほうに帯がございますが、さまざまな制度改正を行ってしのいできた。平成9年におきましては、患者負担を2割にするといったことを経て、準備金をどうにか維持しようといったことが、過去あったということから、やはり準備金が今、約1.9カ月積み上がっているのですが、そちらについても慎重に扱っていきたいといったような説明がされたところでございます。こういったところから、10%を今の段階で、今後としては維持したいという考えが示されているところでございます。

あと保険料率のところにつきまして、P29ページをお願いいたします。こちらは前回の評議会でもご説明させていただいたのですが、平成29年度の都道府県単位保険料率のごく粗い試算というところがございます。平均保険料率を10%で、激変緩和率を10分の5.8とした場合でございますので、今、本部が考えているのと同様な前提でございます。このときに、じゃあ東京支部についてはどうなるかということにつきまして、改めて今の段階での予測をご説明させていただきますと、現在東京支部は9.96%という保険料率でございますが、これがマイナス0.05%下がりました、9.91%になるというふうに見込んでございます。正式には、次回1月の評議会では正式にはご提案をさせていただきますが、現在の場合におきまして9.91%に下がるのではないかとというふうに、今予想をしているところでございます。

保険料率の説明につきまして以上でございます。

原山議長：

ありがとうございました。

保険料率について、これから質疑に入りたいと思いますが、その前にちょっと確認をいたしますが、先ほど支部長のご挨拶の中でありましたが、きょうの東京支部評議会としては、特に意見をまとめて支部長に意見具申をすると、そういうことはなくていいと、こういうことでよろしいですか。

飯塚企画総務部長：

はい。

原山議長：

実は、今までも節目、節目で、東京支部の評議会として、こういう意見だということを支部長に意見具申して、支部長が本部の理事長にと、こういうことを時々やっていたんですね。きょうは、いいという説明でございました。

それから、飯塚部長の説明の中で、本部の理事長が運営委員会で、平均保険料率10%にする、要するに今年度と同じという意味でよろしいでしょうか。本部の理事長が運営委員会に説明した平均10%を維持したいと考えているというのは、28年度と基本的なスタンスは同じだと、そういうふうの説明したということよろしいでしょうか。

飯塚企画総務部長：

はい。そういうことでご理解いただければと思います。

原山議長：

ありがとうございました。

それでは、質疑に入りますので、ご質問、ご意見がありましたら、どうぞ発言をお願いします。植西さん、どうぞ。

植西評議員：

植西でございます。ただいまのご説明、新しいメンバーの方もおられますので、激変緩和率っていうのは何のことかさっぱり分からないのではないかなと、なぜそういうことが出てきているのか、どういう計算になっているのかということのご説明をしていただければ、というように思ったところでございますが、特に29ページなんか、最高と最低が書いてありますので、その辺でご説明いただければというように思うのですが、いかがでしょうか。

原山議長：

それでは、事務局お答えをお願いします。

飯塚企画総務部長：

ありがとうございます。31ページをごらんいただければと思います。31ページの協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージというところがございます。一番左側のほ

うに、全国一本の保険料率というのがございまして、平成20年9月、こちらまでは全国一本の保険料率で動いていた状況でございます。これを、平成20年10月に協会けんぽが発足いたしましたして、それを契機といたしまして、都道府県ごとに保険料率を設定していくと、こういうふうに変ったということでございます。ただ、都道府県ごとに保険料率を設定しますと、そこには年齢によって支出が変わってくる、または所得によって入ってくる収入、保険料、その他も変わってくる。年齢が高いとどうしても給付費その他、医療費、こういったものが膨れ上がると、こういったことを、まず全国均一にしようということで、年齢調整というものと所得調整というものをかけて、全国をならすということを行います。その上で、その残った差というのが、医療費の差だという考えに基づきまして、保険料率を都道府県単位でやっていこうということで考えたものでございます。

ただ、この地域差、各地域の医療費の差を保険料率に反映させるという考え方ですが、いきなりこれを行うと、全国的にいわゆる有利になる支部と不利になる支部があるということで、これを圧縮して行っているというのが現状でございまして、これを圧縮して、影響をなるべく少なくする、ですから、本来もっと高くなる支部はもうちょっと低く、本来もっと下がる支部もあるのですが、そこはもうちょっと抑えて、ということをしておりまして、これを平成32年3月まで段階的に行うというといった状況でございます。分かりづらい説明ですが、以上でございます。

原山議長：

ありがとうございました。よろしいですか。

私が余計なこと言っただけですが、もともと協会けんぽをつくったのは、例えば健康づくり等を支部ごとにいろいろやって、保険料率を競争させようという発想があったんですね。それにしても最初からあんまり差があってはまずいということで、激変緩和措置ということをやっているんですね。ですから、なかには協会けんぽの設立の趣旨からいって、できるだけそんなもの早くなくしたほうがいいという意見もあるし、いや、そうは言っただけで、現実に主として還元させているのは医療費ですから、高いところと低いところがあってはいけない、差があり過ぎると、こういう意見もありますので、その辺も最終的には、今後はどう考えるかというところですよ。

今、どのぐらい差がありました？激変緩和措置の中で。0.54%ですか。これ資料にありますね。じゃあ、せっかく資料配られているから、飯塚部長、追加の説明話してください。

飯塚企画総務部長：

これは、28年度の都道府県ごとの保険料率を示したものでございまして、全国の平均保険料率が10%になるように設定していると。それからの乖離を示してございます。緑のところは、本来負担調整前の全国平均との差ということでございますので、一番左に新潟県がございまして、新潟県が調整をかけない、激変緩和を行わない状態ですと、このグリーンの線のところまで保険料率が下がるという形になってございます。ですから9.5幾つぐらいのところまで下がると。ところが、激変緩和措置で、本来10分の10のところを、10分の4.4で行っておりますので、実際的に28年度の保険料率は、新潟であれば9.79%ということでございます。真ん中よりちょっと左上のところに東京があつて、同じく激変緩和がなければ、グリーンの線ですが、実際的には9.96%のところにいるということです。片や一番右のほうの佐賀県を見ますと、激変緩和を加えなくて10分の10で行いますと、もう10.7%のところまでいっていると。ところが、これは圧縮しておりますので、現在10.33%ということでございます。激変緩和措置は、これを10分の10に近づけていこうということを今行っております、下がる支部は下がるんですが、上がる支部はどんどん上がっていくと、こういった構造の中で推移している状況でございます。

原山議長：

ありがとうございました。ほかに何かご質問、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。よろしゅうございますか。今日の東京支部の評議会としては、29年度の保険料率については、質疑はこの程度にして、1月また継続したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に進めてまいります。3番目、東京支部事業計画案・特別計上経費についてでございます。事務局から説明をお願いします。

飯塚企画総務部長：

それでは、まず、43ページをごらんいただきたいと思ひます。本来であれば、協会としまして、本部のほうで事業計画が示されまして、その後、支部のほうで事業計画を立てると、こういうスケジュールで動いておまして、本来本部のほうの事業計画、この後に載せてございますが、ちょっと時間の関係もございまして、本部のほうの説明を省略させていただきます。本部の変更点を支部に織り込んでございまして、支部のほうの事業計画につきましてご説明をさせていただければというふうに思っております。

43ページ、東京支部の事業計画案というところでございまして、現（28年度）と新（29年度）ということで、対比で作成してございます。また、お手元に、医療と介護の一体改革に係る今後のスケジュールという資料をお配りしてございます。

ここで、何を申し上げたいかと言いますと、今、国、都道府県、もしくは区市町村段階におきまして、30年度がちょうどいろんなものの改定時期にかかってございまして、例えば医療計画、介護保険事業計画、そういったいろいろなものが30年度のところで変わっていくと。診療報酬、介護報酬の改定も30年度に同時に実施されるとか、あと現在国民健康保険については、区市町村ごとになっているんですが、都道府県化も30年度に行うと、こういったものがいろいろ動いている中で、協会けんぽとしましてもそちらに向かって動いている、といった基調で基本的にはつくってございます。そのためには、内部としては今の事業をしっかりと評価、分析しまして、PDCAサイクルを回していこうというような内部的な考えでございまして、片や外部につきましましては、そういった機会を捉えまして、意見発信とか働きかけを、あと情報提供などもしっかりできればなというようなことを今考えているところでございます。

これが、骨子でございまして、そうしますと、43ページのところでございます。協会では、保険者機能強化アクションプランというのを設けてございます。これもお手元のほうにお配りさせていただいております。全部ご説明できないのですが、こちらにつきましましては、保険者機能を発揮して医療保険を運営する立場にありまして、どう進めるかといったものの基本的な方針を定めたものでございます。この中で、医療の質や効率性の向上とか、加入者の健康度を高めますとか、医療費等の適正化の実現を目指してまいりますといったようなことを述べさせていただいてございます。

具体的には、東京支部におきましては、いわゆる各種のデータを用いて加入者の方の健康づくりを進めるといったことを目指した、いわゆるデータヘルス計画を進めてございます。こういったものがございまして、具体的には東京にありましては、慢性腎臓病、いわゆるCKDと言っておるんですが、こういったことに対する重症化予防、こういったことを図ろうということの一つの事業として掲げてございます。また、コラボヘルスということで、こちらも事業主の方が、まず宣言をさせていただいて、社員の方の健康度を高めると、健康提言を進めていただくというような観点から、健康企業宣言といったような事業を進めてございます。こういったことを、今度は先ほど申しましたように、このアクションプランにつきましても、30年にまた改定を進めるというふうに予定されてございますので、その上でしっかりとPDCAサイクルを回してやっていこうというようなことを考えてご

ざいます。

その他、44ページからずっと続きまして、(3)をお願いいたします。こちらは、地域の実情に応じました医療費適正化の総合的対策といったところでございますが、飛びまして恐縮ですが、②番のところ、赤字のところが主な変更点でございますので、こちらを中心に説明させていただきますと、現在健康保持、増進するというようなことで、各区市町村、自治体の皆様と連携を進めてございまして、世田谷区、葛飾区、中野区、品川区に続きまして、28年度は日野市、多摩市と覚書等を交わしてございますので、こちらを共同事業として進めていこうということで考えてございます。

また、先ほど申し上げました健康企業宣言、こちらにつきましては、東京推進協議会ということで、会議を設けてございまして、当支部のほかに12の団体、東京都を初め、健康保険組合連合会東京連合会、東京都商工会連合会、東京都商工会議所連合会、東京商工会議所、三師会あと社会保険労務士会、中小企業診断士協会等々と連携を進めていくというようなことを考えてございます。

飛びまして、恐縮です。46ページをお願いいたします。46ページは、ジェネリック医薬品のさらなる使用促進ということで、国のほうで、ジェネリックの医薬品の目標値を定めてございますので、こちらを達成すべく頑張りますといったことを記載してございます。その下の⑦でございます。赤字のところでございますが、協会本部のほうから、医療機関や調剤薬局ごとのジェネリック医薬品の使用割合とのデータをいただいておりますので、こちらを活用して、医療機関とか薬剤師、薬局関係者へ働きかけを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、47ページの(6)をお願いいたします。調査研究の事業を行っております、外部の有識者の方の協力を得まして、健診とかレセプトのデータの分析を行っておるわけでございますが、28年度にGISというのがございます、地理情報システム、いわゆる統計を地理情報的にあらわすものでございます。こういったものを利用して、加入者、事業主の方、また関係者の方へ視覚的でわかりやすい分析結果を提供できればなというふうに考えてございます。

飛びまして、50ページをお願いいたします。50ページは、健康保険給付等ということで、健康保険の給付に関しての項目のところでございます。大きな変更点としまして、(2)に限度額適用認定証の利用促進というのを設けてございます。高額療養費の制度というのがあるんですが、限度額認定証というものにつきましては、医療機関の窓口にて提示することによりまして、加入者の方の負担が軽減をすると、こういったものでございますので、

この利用促進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

飛びまして、54ページをお願いいたします。54ページは、資格喪失後受診における債権の発生防止のための保険証の回収強化ということでございます。簡単に言いますと、健康保険の資格を失った後に、その保険証をお返しにならないで使っている方がいらっしゃる、こういったことを行いますと、それは協会の債権という形になりますので、保険証の回収を強化したいといったことをうたってございます。

次の55ページのところでございます。こちらは積極的な債権管理・回収業務の促進というところでございまして、⑧として、傷害事故や自動車事故等の加害者本人宛ての求償事案についても適正に請求をしてまいりたいというふうに考えてございます。

(10) 番でございまして。健康保険委員制度というのがございまして、協会と会社の主に社会保険等事務をご担当されている方が比較的多いんですが、協会と会社様のかけ橋をお願いしているといった形の健康保険委員という制度がございまして、こういった方々につきまして、研修、広報活動を通じまして、協会事業に対する理解の促進をさらに行いたいといったところでございます。

続きまして、57ページでございまして。こちらは保健事業でございまして。保健事業と申しますのは、簡単に申すと、いわゆる健診、健診とその後の指導、健診後のフォローを行うといったものと、その他の保健指導を行っておるところでございまして。こちらにつきましても、データに基づいた保健指導を推進しているということであらうとございまして。こちらにつきましても、今回本部のものに合わせまして、全面的な改定を行ってまいりますので、かなり赤いところが多くなっていますが、基本的には本部に則して全体をつくりかえてございまして。こちらにつきましても、まずは、先ほどちょっと申しましたデータヘルス計画、データに基づきました個人の方の健康づくりを進めるといったものでございまして、こちらにつきましても、27年度から始めてございまして、27、28、29と3年度で一応終わる形になってございまして、次回30年度にまた改定がございまして、それに向かってまた進めてまいりますというところでございまして。

もう一つ、(1) のところに、特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進ということで、第二期計画と申し上げておるんですが、特定健康診査等の実施計画というのをつくっておきまして、こちらは5年計画で今行っておりまして、最終が29年度という形になりますので、こちら30年に向かって、まずは現在行っていることをしっかり行うのと、分析を行って、次回の計画に備えるというようなことで今進めようというところで考えているところでございます。

58ページをお願いいたします。大きくは2つに分かれておりまして、現在ですと、かぎ括弧の中に、被保険者ご本人の健診の受診率向上に向けた施策を進めていくと、これが外部委託等であり、健康企業宣言事業の健康づくりの入り口として健診を位置づけて、事業主の方の理解を深めていただきまして、受診や事業者健診データの提供に結びつけたいといったところでございます。また、被扶養者の健診受診率の向上に向けた施策としまして、市町村が行う健診との連携強化を徹底するなども上げてございます。

59ページ以降、数値が載せてございますが、確定値ではございませんので、ご了解をいただければというふうに考えてございます。

60ページは、いわゆる健診の後のアフターフォロー、特定保健指導の推進といったところでございます。こちら、下から2行目のところでございますが、こちらについては、被扶養者の方の利便性などを配慮しまして、身近な場所で保健指導が受けられる出張相談体制を整備するなど進めてまいりたいというふうに考えてございます。

さらに飛びまして、65ページをお願いいたします。(3)重症化予防対策の推進といったところでございます。こちらは、上から1、2、3、4行目のところに、糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐために、主治医の指示に基づく保健指導を行うということで、これは全国共通して行う形で今進めてございます。また、データヘルス計画として、東京支部におきましては、慢性腎臓病の重症化予防、こちらを進めてございまして、こちらの通知、保健指導など、早期に医療機関の受診を勧奨して、測定結果を行いまして、次期データヘルス計画の策定につなげたいというふうに考えてございます。

(4)が新設でございまして、事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組みということで、データヘルスの協働事業や健康企業宣言事業の推進、健康企業宣言につきましては、後ほど若干また別途ご説明をさせていただければというふうに思っておりますが、こちらのことを通じまして、従業員の方の健康の維持、増進に努めてまいりたいという考えでございます。

あと飛びまして、68ページでございます。68ページの②のところに、人事制度の適切な運用という項目がございます。28年度に新しい人事制度が設けられまして、これらを中心としまして、新人事制度を活用した人材の育成、そういったものに取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。以上が、事業計画案となります。

次に、73ページをお願いいたします。こちらにつきましては、特別計上に係る経費というところございまして、わかりづらい表現になっているんですが、保険料率の算定につきましては、先ほど申しましたような年齢調整とか、所得調整をして、医療費の地域差を

あらわすといったところで保険料率を決めていきますというご説明をしたんですが、その他、実際の事業の経費につきましては、基本的には全体を総報酬という、賃金の総枠みたいなものを各支部ごとに決めまして、それを報酬按分していくと、案分すると、こういった形で事業の費用というのが算出されるんですが、それを超えて、支部独自に予算を支出して事業を進めると、簡単に言えば、事業を行うということなんで、それだけ保険料率に影響を与えるといったものでございます。そこをあらわしたものが、この特別計上と言われるものでございまして、こちらに、その一覧を載せてございます。

こちらにつきましては、まだ本部のほうと等々、調整がついてない分が多々ございまして、次回の1月の評議会の中でもうちょっときちっとしたものをお示しできればというふうに考えてございますが、現在考えてございますのが、①、②、③とございまして、取組名というのがございまして、その横に新規というのが、新規の項目でございまして、その点を中心にご説明しますと、取組名として、健康セミナーの開催ということで、健康をテーマにいたしましたセミナーを都内の各地域で開催をいたしまして、事業所の健康づくり、加入者の健康意識づくりの醸成を図ってまいりたいということで594万8,000円、これを今考えてございます。医療費適正化としまして、健診データ、レセプトデータを分析いたしまして、データヘルス計画等に活用していくという調査研究事業を考えてございます。これは継続でございまして184万と、こちらを計上してございます。その他、③として、継続でございまして、業務案内リーフレット、納入告知書同封のチラシ、こちらは金額的には766万8,000円、その下も各区市町村との連携した健康維持に関する広報ということで、こちらが156万4,000円、次に新規項目で、動画コンテンツを企画いたしまして、こちらによりまして健康、疾病予防情報の発信や提供、こういったことを行えればということで考えてございます。こちらが300万円でございます。その他、ラジオ広報として2,400万円、ラジオ連動のウェブサイトということで766万8,000円、さらにラジオ、CM等で364万8,000円、ただ、こちらの広告を、支部の総報酬の後で、さらに手当てをしていただけるものがございまして、これを超えている分が特別計上になるというのが、③のところでございまして、現在調整中のところがあるので、はっきりしておりませんが、現在のところだと、合計としまして3,404万7,000円、これを計上してございます。昨年度、平成28年度につきましては3,096万8,000円、こちらを計上しているところでございます。こちらまた確定しましたら、きちっとご説明できればというふうに考えてございます。

飛びまして、74ページと75ページをお願いいたします。こちらが、協会けんぽ東京支部のホームページをあらわしたものでございますが、74ページの中段ぐらいの左のところの、

健康サポートというところをクリックしていただきますと、75ページの健康サポートというところにつながる形になってございます。これでラジオ番組について、ラジオですとそ
の場で終わってしまうんですが、こちらのウェブのほうで、ラジオのほう過去の、アーカイブ
というか、番組を、文字なんですが見られる形で、ここで作っているもの、あとは健康に
関する情報を載せている、あとは特集記事を組まさせていただいている、それは、75
ページの下のほうを、ちょっとごらんいただきますと、特集記事で、プラス・テンとか、
ボディメンテナンス・ダイエットとか、カラダに効く旬の食材、ヘルシーレシピ等々上げ
ていると。あと参加型のコンテンツということで、健診結果判定プログラムなどの、こう
いった参加型のコンテンツを入れさせていただいて行っているといった形で行っている
とでございます。

簡単ではございますが、以上です。

原山議長：

膨大な資料ありがとうございました。

ボリュームありますけど、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

植西さん、どうぞ。

植西評議員：

一番最後のところのご説明で、75ページ、ずっと従来からお話をしておったところで、
健康サポートと、せっかくウェブサイト持っているわけですので、これにドクターGとか、
そういうリンクができないかというようなお話をしてみまして、やっと実現するよう
になったなど、ありがとうございます。

そういう意味では、被保険者、被扶養者の皆さん方が気づいて、健診を受けて、生活習
慣の改善に取り組むという流れが大体できてくるのかなというように思っているところ
でございますが、そういうことからいくと、生活習慣の改善に取り組むところがいまいち何
もないなど、そこは保健師の指導に委ねている部分が多分にあるのかなと。もっと具体的
に対象者がどんだんふえてくるわけですから、このウェブサイトを使った形での
生活習慣の改善の取り組みができるような何かシステムを、来年度じゃなくてもいいんで、
お考えいただくことができるかどうか。

実際に今、糖尿病の人ですと朝昼晩カロリーを書くと、今コンビニなんかで買うと、み
んなカロリー書いていますから、意識して書くだけでも本人の気持ちの上では過剰摂取を

予防することにもなりますし、それを記録するような画面をウェブサイトに掲載をするというように、わからないことがあればクリックすると、カロリーのわからないことは大体これぐらいだよってというような表示がわかるような、そういうようなアプリなんかも用意できれば、全然違ってくると思うんですね。

保健師が行って、面接をして指導しても、後のキャッチボールができない、一方通行に終わってしまいますので、こういうようなサイトを使ってやることによって、ツーウエーになると思いますから、やはり保健師とのやりとりができるような、そういうようなシステム、ぜひ構築していただければなど、特に被保険者、被扶養者が多い団体ですので、数値からデータヘルスで要注意者がクローズアップしても、その人たちに面接に行けなければ何にもなりませんので、やっぱりそういうところの材料をぜひご用意していただいて、次のステップに進んでいただければなどというように思ったところでございます。

特に私的な意見でございますので、コメントは結構でございます。

原山議長：

それでは、ほかにごございますでしょうか。

特別計上経費について、まだ未確定な部分があって、また1月ということでございますので、どうぞ皆さん、このボリュームのあるものをまた後ほど読んでいただいて、何かありましたら、1月の評議会も招集されていますので、その場でご議論いただいてもいいかと思っておりますので、よろしゅうございますか。それでは、きょうの段階では、この3番目の東京支部の事業計画案・特別計上経費については、これで終わりにしたいと思います。

もう一つございまして、4番目、東京支部の状況等について、事務局から説明をお願いします。

飯塚企画総務部長：

続きまして135ページをお願いいたします。

先ほどちょっとご説明させていただきました内容でございますが、多摩市様と、市民が健康で安心して暮らしていくための連携・協力の覚書を締結したということでございます。こちらは、11月24日でございます。

続きまして、136ページをお願いいたします。これも先ほど事業計画の中でお話をさせていただきました。健康保険委員という制度がございまして、会社様と協会とをつないでいただいているという方々でございます。こちらの方々の研修会及び長年にわたりまして、

事業にご尽力された方々を表彰するという制度がございまして、あわせて表彰をさせていただいておるといことでございます。ちょっと字が小さくて恐縮でございますが、平成28年度表彰ということで、中段以降のところ、厚生労働大臣表彰、理事長表彰、支部長表彰ということで、ごらんの皆様方を表彰させていただいているといった形でございます。

続きまして、137ページ以降でございます。こちらにつきましては、これも先ほどの中で申し上げさせていただいているんですが、各機関、各区市町村、自治体様と今連携を結んでございまして、そちらの方々とイベントなどを一緒にさせていただいているといった状況を書いたものでございます。「産業保健フォーラム IN TOKYO 2016」というのがございまして、こちらが10月13日、江戸川のタワーホール船堀で開催してございます。

続きまして、138ページでございます。「8020歯っぴい&健康フェスタ世田谷」というのがございまして、こちらが10月23日、三軒茶屋のキャロットタワーで行われてございます。

139ページは、葛飾の「健康食育フェア2016」ということでございまして、こちらは11月6日、健康プラザかつしかで開催をしてございます。

141ページ以降につきましては、現在協会のほうでメールマガジンを発行してございまして、そちらのほうをご参考として載せてございます。28年の9月5日発行分等をつけてございます。以降、連続して載せてございます。

あとちょっと飛びまして恐縮ですが、173ページに協会の月報等を載せてございます。こちらのほうにつきましては、詳細につきましてはちょっと説明を省略させていただきまして、戻りまして恐縮でございますが、159ページ、先ほど健康企業宣言の話を書かせていただいておりますが、そちらのほうの関係につきましては、担当部長のほうからご説明をさせていただければというふうに思います。

阿川レセプト部長：

では、簡単にご説明をさせていただきます。現在159ページ、下のところに書いてありますが、健康企業宣言、昨年12月10日にスタートをいたしまして、ちょうど1年たちました。宣言をいただいている企業が、ステップ1とステップ2というふうにステップアップする仕組みにしておりますので、ステップ1につきましては81社が宣言をさせていただいて、その取組が目標80点以上とれば認定をしていこうということで、ステップ1の銀の認定が、現在2社ございます。ステップ2にステップアップをしている企業は1社、まだこちらにつきましては、認定には至っていないという状況でございます。

それと、現在、経済産業省が、健康経営優良法人認定制度というのを始めましたので、

それと我々の企業宣言がどういう関係にあるかというのだけ説明をさせていただきます。

172ページをごらんください。経済産業省の認定制度というのは、健康経営銘柄という、いわゆる上場企業向けのもの、健康経営優良法人が、大規模法人と中小規模法人に分かれております。こちらのほう、それぞれ事業規模によって分かれてくるわけですが、私どもの健康企業宣言は、協会けんぽの加入する事業所であれば全てを対象としておりますので、2つに分ける必要性は全くございません。そういうことから考えますと、大規模法人の経産省の認定制度はホワイト500という名前がついておりますが、それはそれとして置いときますが、中小規模法人のほうが我々の認定制度に非常に似ておりますので、強いて言うならば、ステップ1の銀の認定とステップ2金の認定の間にあるイメージかと思えます。ですので、現在宣言をさせていただいている81の企業が取り組みを認定できれば、さらにステップアップするイメージで、国の認定制度も狙えますよと、そういうようなイメージでございます。現在こちらにつきましては、先ほど説明にありましたように、都内の関係団体12団体と連携して動かしておりますので、特に健保組合でも同じ仕組みが行えるということから、都内の企業であればどこの保険に加入していても健康企業宣言に参加いただくと、こういう仕組みをつくっております。ですので、ぜひ評議員の皆様にもお勧めをさせていただいて、皆さんに、健康企業宣言に参加をさせていただくようにご推薦をいただければいいなと思っております。詳細につきましては、資料のほうお読みください。以上です。

原山議長：

ありがとうございました。東京支部の状況等についての説明がございました。

何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、その他というのがございますが、事務局から何かございますでしょうか。

柳田企画総務グループ長：

その他ということで、次回の評議会の日程についてご連絡を差し上げます。次回の評議会につきましては、1月18日水曜日午後4時からで予定をさせていただきたいと準備をしてございます。皆様のご予定についていかがでございましょうか。

原山議長：

1月18日、午後4時からという提案ですが、よろしゅうございますでしょうか。

皆さん、よろしいですか。では、1月18日午後4時ということで決めたいと思います。

よろしくお願いいたします。それでは、私の役割終わりましたので、司会をお返しいたします。ご協力ありがとうございました。

柳田企画総務グループ長：

原山議長、ありがとうございました。

評議員の皆様におかれましては、長時間のご議論大変ありがとうございました。次回の評議会につきましては、先ほどお諮りしましたように、1月18日水曜日午後4時から、同じく東京支部の会議室で予定をさせていただきます。

それでは、これもちまして、本日の評議会を終了とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。